



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- \*51 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
(税務課)..... 2
- \*52 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する  
条例 ( " )..... 36

### 公布された条例のあらまし

#### ◇ 和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

##### (1) 県民税

個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を平成 4 5 年度分まで延長するほか、所得割の納税義務者が特別特定取得に該当する住宅の取得等をし、一定の要件を満たした場合にも控除限度額を引き上げることとする等の措置を講ずることとしました。(附則第 6 項の 6 ~ 附則第 6 項の 8 の 2 関係)

##### (2) 自動車取得税

ア 地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっている路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合における非課税措置の適用期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとしました。(附則第 1 4 項の 1 4 関係)

イ 環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、軽減対象及び軽減内容を見直し、その適用期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとしました。(附則第 1 5 項の 2 ~ 附則第 1 6 項関係)

ウ 環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとしました。(附則第 1 7 項 ~ 附則第 1 7 項の 5 関係)

エ 一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初めて新規登録等を受けるものを取得した場合における課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加え、その適用期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとしました。(附則第 1 7 項の 6 及び附則第 1 7 項の 7 関係)

オ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する一定のユニバーサルデザインタクシーですべて新規登録等を受けるものを取得した場合における課税標準の特例措置の適用期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとしました。(附則第 1 7 項の 8 関係)

カ 車両安定性制御装置等を備える一定のバス等又はトラックですべて新規登録等を受けるものを取得した場合における課税標準の特例措置の適用期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとしました。(附則第 1 7 項の 9 ~ 附則第 1 7 項の 1 3 関係)

##### (3) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとしました。(附則第22項～附則第22項の3関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

改正内容は、次のとおりです。

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第1条関係)

県税の特別措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとしました。(第2条及び附則第2項関係)

(2) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第2条関係)

県税の特別措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとしました。(第2条及び附則第2項関係)

(3) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正(第3条関係)

租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第51号

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部改正)

第1条 和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第14条 知事は、納税者等が災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して、当該期限を延長することができる。</u></p> <p>2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者(法第20条の5の2第2項又は前項の規定の適用がある者を除く。)であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第14条 知事は、納税者等が災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、<u>地域及び期日を指定して、当該期限を延長することができる。</u></p> <p>2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者(同項の規定の適用がある者を除く。)であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る行政手続等における情報通信</p>

法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者が多数に上ると認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、対象となる者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

- 3 知事は、災害その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときには、法第20条の5の2第2項又は前2項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長することができる。

4 略

（災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第41条の2 法第20条の5の2第2項又は第14条の規定により、申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（自動車取得税の申告納付）

第49条 略  
2・3 略

4 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請その他規則で定めるものを行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項の規定による自動車取得税申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付するときは、前2項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

5 略

（自動車税の徴収の方法の特例）

第63条の3 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による自動車取得税・自動車税申告書（報告書）の提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条で定める方法により徴収する。

附 則

6の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納

の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者が多数に上ると認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、対象となる者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

- 3 知事は、災害その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときには、前2項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長することができる。

4 略

（災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第41条の2 第14条の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（自動車取得税の申告納付）

第49条 略  
2・3 略

4 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請その他規則で定めるもの及び第1項の規定による自動車取得税申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合には、前2項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

5 略

（自動車税の徴収の方法の特例）

第63条の3 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請及び次条第1項の規定による自動車取得税・自動車税申告書（報告書）の提出を行う場合には、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条で定める方法により徴収する。

附 則

6の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納

税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)・(2) 略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から法第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

6の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、附則第6項の6、附則第6項の8、附則第28項の2及び附則第28項の3において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合は、0とする。)の5分の2に相当する金額(附則第6項の5において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) 略

6の4・6の5 略

6の6 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第17項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条

税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)・(2) 略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から法第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第6項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

6の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、附則第6項の6、附則第6項の8の2、附則第28項の2及び附則第28項の3において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合は、0とする。)の5分の2に相当する金額(附則第6項の5において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) 略

6の4・6の5 略

6の6 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条

第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 略

6の7 前項の規定の適用がある場合における法第37条の3及び第37条の4の規定の適用については、法第37条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の4の2第1項」と、法第37条の4中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の4の2第1項」とする。

6の8 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(自動車税の税率の特例)

14の11 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せ

第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 略

6の7 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

6の8 附則第6項の6の規定の適用がある場合における法第37条の3及び第37条の4の規定の適用については、法第37条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の4の2第1項」と、法第37条の4中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の4の2第1項」とする。

6の8の2 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における附則第6項の6の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(自動車税の税率の特例)

14の11 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項及び附則第14項の13の2において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項及び附則第14項の13の2において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動

て電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成31年度分の自動車税に係る第61条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この項から附則第14項の12の2までにおいて「新車新規登録」という。)を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

表 略

車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この項から附則第14項の13の3までにおいて「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

表 略

14の12 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項及び附則第14項の13の2において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号及び附則第14項の13の2第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。附則第14項の13の2第3号において同じ。)
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定する消費効率(以下この項から附則第14項の13の4までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められた

もの（附則第14項の13の2及び附則第14項の13の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項から附則第14項の13の3までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第14項の13の2第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（附則第14項の13の2第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

第1項第1号 ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
第1項第1号 イ	2万9,500円	7,500円
	3万4,500円	9,000円
	3万9,500円	1万円
	4万5,000円	1万1,500円
	5万1,000円	1万3,000円
	5万8,000円	1万4,500円
	6万6,500円	1万7,000円
	7万6,500円	1万9,500円
	8万8,000円	2万2,000円
	11万1,000円	2万8,000円
第1項第2号 ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円

		1 万 5,000 円	4,000 円
		1 万 8,500 円	5,000 円
		2 万 2,000 円	5,500 円
		2 万 5,500 円	6,500 円
		2 万 9,500 円	7,500 円
		4,700 円	1,200 円
	第 1 項第 2 号 イ	8,000 円	2,000 円
		1 万 1,500 円	3,000 円
		1 万 6,000 円	4,000 円
		2 万 500 円	5,500 円
		2 万 5,500 円	6,500 円
		3 万円	7,500 円
		3 万 5,000 円	9,000 円
		4 万 500 円	1 万 500 円
		6,300 円	1,600 円
	第 1 項第 2 号 ウ(7)	7,500 円	2,000 円
		1 万 5,100 円	4,000 円
	第 1 項第 2 号 ウ(4)	1 万 200 円	3,000 円
		2 万 600 円	5,500 円
	第 1 項第 3 号 ア(7)	1 万 2,000 円	3,000 円
		1 万 4,500 円	4,000 円
		1 万 7,500 円	4,500 円
		2 万円	5,000 円
		2 万 2,500 円	6,000 円
		2 万 5,500 円	6,500 円
		2 万 9,000 円	7,500 円
	第 1 項第 3 号 ア(4)	2 万 6,500 円	7,000 円
		3 万 2,000 円	8,000 円
		3 万 8,000 円	9,500 円
		4 万 4,000 円	1 万 1,000 円
		5 万 500 円	1 万 3,000 円
		5 万 7,000 円	1 万 4,500 円
		6 万 4,000 円	1 万 6,000 円
	第 1 項第 3 号 イ	3 万 3,000 円	8,500 円



	4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号 ア(ア)	1万2,000円	3,000円
第1項第5号 ア(カ)	2万2,000円	5,500円
	9,500円	2,500円
第1項第5号 イ(ア)	1万6,000円	4,000円
第1項第5号 イ(イ)	2万3,600円	6,000円
	2万7,600円	7,000円
	3万1,600円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万800円	1万500円
	4万6,400円	1万2,000円
	5万3,200円	1万3,500円
	6万1,200円	1万5,500円
	7万400円	1万8,000円
	8万8,800円	2万2,500円
第1項第5号 イ(エ)	2万9,500円	7,500円
	1万3,000円	3,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

14の13 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物

排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第 61 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当該自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成 29 年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号 ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第 1 項第 1 号 イ	2万9,500円	1万5,000円
	3万4,500円	1万7,500円
	3万9,500円	2万円
	4万5,000円	2万2,500円
	5万1,000円	2万5,500円
	5万8,000円	2万9,000円
	6万6,500円	3万3,500円
	7万6,500円	3万8,500円
	8万8,000円	4万4,000円
	11万1,000円	5万5,500円
第 1 項第 2 号 ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	1万2,000円	6,000円
	1万5,000円	7,500円
	1万8,500円	9,500円
	2万2,000円	1万1,000円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,500円	1万5,000円
	4,700円	2,400円

第 1 項第 2 号 イ	8,000円	4,000円
	1万1,500円	6,000円
	1万6,000円	8,000円
	2万500円	1万500円
	2万5,500円	1万3,000円
	3万円	1万5,000円
	3万5,000円	1万7,500円
	4万500円	2万500円
	6,300円	3,200円
第 1 項第 2 号 ウ(ア)	7,500円	4,000円
	1万5,100円	8,000円
第 1 項第 2 号 ウ(イ)	1万200円	5,500円
	2万600円	1万500円
第 1 項第 3 号 ア(ア)	1万2,000円	6,000円
	1万4,500円	7,500円
	1万7,500円	9,000円
	2万円	1万円
	2万2,500円	1万1,500円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,000円	1万4,500円
第 1 項第 3 号 ア(イ)	2万6,500円	1万3,500円
	3万2,000円	1万6,000円
	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万500円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万4,000円	3万2,000円
第 1 項第 3 号 イ	3万3,000円	1万6,500円
	4万1,000円	2万500円
	4万9,000円	2万4,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万4,000円	3万7,000円
	8万3,000円	4万1,500円

第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号 ア(ア)	1万2,000円	6,000円
第1項第5号 ア(イ)	2万2,000円	1万1,000円
	9,500円	5,000円
第1項第5号 イ(ア)	1万6,000円	8,000円
第1項第5号 イ(イ)	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,600円	1万4,000円
	3万1,600円	1万6,000円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万800円	2万500円
	4万6,400円	2万3,500円
	5万3,200円	2万7,000円
	6万1,200円	3万1,000円
	7万400円	3万5,500円
	8万8,800円	4万4,500円
第1項第5号 イ(イ)	2万9,500円	1万5,000円
	1万3,000円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

14の12 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で

14の13の2 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第14項の12の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガ

定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項から附則第14項の13までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

ス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円

	<u>2 万7, 200円</u>	<u>7, 000円</u>
	<u>4 万7 0 0円</u>	<u>1 万5 0 0円</u>
第 1 項第 1 号 イ	<u>2 万9, 500円</u>	<u>7, 500円</u>
	<u>3 万4, 500円</u>	<u>9, 000円</u>
	<u>3 万9, 500円</u>	<u>1 万円</u>
	<u>4 万5, 000円</u>	<u>1 万1, 500円</u>
	<u>5 万1, 000円</u>	<u>1 万3, 000円</u>
	<u>5 万8, 000円</u>	<u>1 万4, 500円</u>
	<u>6 万6, 500円</u>	<u>1 万7, 000円</u>
	<u>7 万6, 500円</u>	<u>1 万9, 500円</u>
	<u>8 万8, 000円</u>	<u>2 万2, 000円</u>
	<u>11万1, 000円</u>	<u>2 万8, 000円</u>
	第 1 項第 2 号 エ	<u>6, 500円</u>
<u>9, 000円</u>		<u>2, 500円</u>
<u>1 万2, 000円</u>		<u>3, 000円</u>
<u>1 万5, 000円</u>		<u>4, 000円</u>
<u>1 万8, 500円</u>		<u>5, 000円</u>
<u>2 万2, 000円</u>		<u>5, 500円</u>
<u>2 万5, 500円</u>		<u>6, 500円</u>
<u>2 万9, 500円</u>		<u>7, 500円</u>
<u>4, 700円</u>		<u>1, 200円</u>
第 1 項第 2 号 イ	<u>8, 000円</u>	<u>2, 000円</u>
	<u>1 万1, 500円</u>	<u>3, 000円</u>
	<u>1 万6, 000円</u>	<u>4, 000円</u>
	<u>2 万5 0 0円</u>	<u>5, 500円</u>
	<u>2 万5, 500円</u>	<u>6, 500円</u>
	<u>3 万円</u>	<u>7, 500円</u>
	<u>3 万5, 000円</u>	<u>9, 000円</u>
	<u>4 万5 0 0円</u>	<u>1 万5 0 0円</u>
	<u>6, 300円</u>	<u>1, 600円</u>
第 1 項第 2 号 ウ(7)	<u>7, 500円</u>	<u>2, 000円</u>
	<u>1 万5, 100円</u>	<u>4, 000円</u>
第 1 項第 2 号 ウ(1)	<u>1 万2 0 0円</u>	<u>3, 000円</u>
	<u>2 万6 0 0円</u>	<u>5, 500円</u>

第 1 項第 3 号 ア(7)	1 万 2, 000 円	3, 000 円
	1 万 4, 500 円	4, 000 円
	1 万 7, 500 円	4, 500 円
	2 万円	5, 000 円
	2 万 2, 500 円	6, 000 円
	2 万 5, 500 円	6, 500 円
	2 万 9, 000 円	7, 500 円
第 1 項第 3 号 イ(1)	2 万 6, 500 円	7, 000 円
	3 万 2, 000 円	8, 000 円
	3 万 8, 000 円	9, 500 円
	4 万 4, 000 円	1 万 1, 000 円
	5 万 500 円	1 万 3, 000 円
	5 万 7, 000 円	1 万 4, 500 円
	6 万 4, 000 円	1 万 6, 000 円
第 1 項第 3 号 イ	3 万 3, 000 円	8, 500 円
	4 万 1, 000 円	1 万 500 円
	4 万 9, 000 円	1 万 2, 500 円
	5 万 7, 000 円	1 万 4, 500 円
	6 万 5, 500 円	1 万 6, 500 円
	7 万 4, 000 円	1 万 8, 500 円
	8 万 3, 000 円	2 万 1, 000 円
第 1 項第 4 号	4, 500 円	1, 500 円
	6, 000 円	1, 500 円
第 1 項第 5 号 ア(7)	1 万 2, 000 円	3, 000 円
第 1 項第 5 号 ア(7)	2 万 2, 000 円	5, 500 円
	9, 500 円	2, 500 円
第 1 項第 5 号 イ(7)	1 万 6, 000 円	4, 000 円
第 1 項第 5 号 イ(1)	2 万 3, 600 円	6, 000 円
	2 万 7, 600 円	7, 000 円
	3 万 1, 600 円	8, 000 円
	3 万 6, 000 円	9, 000 円
	4 万 800 円	1 万 500 円
	4 万 6, 400 円	1 万 2, 000 円

	5 万 3, 200 円	1 万 3, 500 円
	6 万 1, 200 円	1 万 5, 500 円
	7 万 400 円	1 万 8, 000 円
	8 万 8, 800 円	2 万 2, 500 円
第 1 項第 5 号 イ(エ)	2 万 9, 500 円	7, 500 円
	1 万 3, 000 円	3, 500 円
第 2 項第 1 号	3, 700 円	1, 000 円
	4, 700 円	1, 200 円
	6, 300 円	1, 600 円
第 2 項第 2 号	5, 200 円	1, 300 円
	6, 300 円	1, 600 円
	8, 000 円	2, 000 円

14の12の2 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号 ア	7, 500 円	4, 000 円
	8, 500 円	4, 500 円
	9, 500 円	5, 000 円
	1 万 3, 800 円	7, 000 円
	1 万 5, 700 円	8, 000 円
	1 万 7, 900 円	9, 000 円
	2 万 500 円	1 万 500 円
	2 万 3, 600 円	1 万 2, 000 円
	2 万 7, 200 円	1 万 4, 000 円
	4 万 700 円	2 万 500 円
第 1 項第 1 号 イ	2 万 9, 500 円	1 万 5, 000 円
	3 万 4, 500 円	1 万 7, 500 円

14の13の3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則第14項の13の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



	<u>3 万9, 500円</u>	<u>2 万円</u>
	<u>4 万5, 000円</u>	<u>2 万2, 500円</u>
	<u>5 万1, 000円</u>	<u>2 万5, 500円</u>
	<u>5 万8, 000円</u>	<u>2 万9, 000円</u>
	<u>6 万6, 500円</u>	<u>3 万3, 500円</u>
	<u>7 万6, 500円</u>	<u>3 万8, 500円</u>
	<u>8 万8, 000円</u>	<u>4 万4, 000円</u>
	<u>11万1, 000円</u>	<u>5 万5, 500円</u>
第 1 項第 2 号 ア	<u>6, 500円</u>	<u>3, 500円</u>
	<u>9, 000円</u>	<u>4, 500円</u>
	<u>1 万2, 000円</u>	<u>6, 000円</u>
	<u>1 万5, 000円</u>	<u>7, 500円</u>
	<u>1 万8, 500円</u>	<u>9, 500円</u>
	<u>2 万2, 000円</u>	<u>1 万1, 000円</u>
	<u>2 万5, 500円</u>	<u>1 万3, 000円</u>
	<u>2 万9, 500円</u>	<u>1 万5, 000円</u>
	<u>4, 700円</u>	<u>2, 400円</u>
第 1 項第 2 号 イ	<u>8, 000円</u>	<u>4, 000円</u>
	<u>1 万1, 500円</u>	<u>6, 000円</u>
	<u>1 万6, 000円</u>	<u>8, 000円</u>
	<u>2 万5 0 0円</u>	<u>1 万5 0 0円</u>
	<u>2 万5, 500円</u>	<u>1 万3, 000円</u>
	<u>3 万円</u>	<u>1 万5, 000円</u>
	<u>3 万5, 000円</u>	<u>1 万7, 500円</u>
	<u>4 万5 0 0円</u>	<u>2 万5 0 0円</u>
	<u>6, 300円</u>	<u>3, 200円</u>
第 1 項第 2 号 ウ(7)	<u>7, 500円</u>	<u>4, 000円</u>
	<u>1 万5, 100円</u>	<u>8, 000円</u>
第 1 項第 2 号 ウ(4)	<u>1 万2 0 0円</u>	<u>5, 500円</u>
	<u>2 万6 0 0円</u>	<u>1 万5 0 0円</u>
第 1 項第 3 号 ア(7)	<u>1 万2, 000円</u>	<u>6, 000円</u>
	<u>1 万4, 500円</u>	<u>7, 500円</u>
	<u>1 万7, 500円</u>	<u>9, 000円</u>
	<u>2 万円</u>	<u>1 万円</u>

	<u>2 万 2, 500 円</u>	<u>1 万 1, 500 円</u>
	<u>2 万 5, 500 円</u>	<u>1 万 3, 000 円</u>
	<u>2 万 9, 000 円</u>	<u>1 万 4, 500 円</u>
第 1 項第 3 号 ア(イ)	<u>2 万 6, 500 円</u>	<u>1 万 3, 500 円</u>
	<u>3 万 2, 000 円</u>	<u>1 万 6, 000 円</u>
	<u>3 万 8, 000 円</u>	<u>1 万 9, 000 円</u>
	<u>4 万 4, 000 円</u>	<u>2 万 2, 000 円</u>
	<u>5 万 5 0 0 円</u>	<u>2 万 5, 500 円</u>
	<u>5 万 7, 000 円</u>	<u>2 万 8, 500 円</u>
	<u>6 万 4, 000 円</u>	<u>3 万 2, 000 円</u>
第 1 項第 3 号 イ	<u>3 万 3, 000 円</u>	<u>1 万 6, 500 円</u>
	<u>4 万 1, 000 円</u>	<u>2 万 5 0 0 円</u>
	<u>4 万 9, 000 円</u>	<u>2 万 4, 500 円</u>
	<u>5 万 7, 000 円</u>	<u>2 万 8, 500 円</u>
	<u>6 万 5, 500 円</u>	<u>3 万 3, 000 円</u>
	<u>7 万 4, 000 円</u>	<u>3 万 7, 000 円</u>
	<u>8 万 3, 000 円</u>	<u>4 万 1, 500 円</u>
第 1 項第 4 号	<u>4, 500 円</u>	<u>2, 500 円</u>
	<u>6, 000 円</u>	<u>3, 000 円</u>
第 1 項第 5 号 ア(フ)	<u>1 万 2, 000 円</u>	<u>6, 000 円</u>
第 1 項第 5 号 ア(ウ)	<u>2 万 2, 000 円</u>	<u>1 万 1, 000 円</u>
	<u>9, 500 円</u>	<u>5, 000 円</u>
第 1 項第 5 号 イ(フ)	<u>1 万 6, 000 円</u>	<u>8, 000 円</u>
第 1 項第 5 号 イ(イ)	<u>2 万 3, 600 円</u>	<u>1 万 2, 000 円</u>
	<u>2 万 7, 600 円</u>	<u>1 万 4, 000 円</u>
	<u>3 万 1, 600 円</u>	<u>1 万 6, 000 円</u>
	<u>3 万 6, 000 円</u>	<u>1 万 8, 000 円</u>
	<u>4 万 8 0 0 円</u>	<u>2 万 5 0 0 円</u>
	<u>4 万 6, 400 円</u>	<u>2 万 3, 500 円</u>
	<u>5 万 3, 200 円</u>	<u>2 万 7, 000 円</u>
	<u>6 万 1, 200 円</u>	<u>3 万 1, 000 円</u>
	<u>7 万 4 0 0 円</u>	<u>3 万 5, 500 円</u>
	<u>8 万 8, 800 円</u>	<u>4 万 4, 500 円</u>

第1項第5号 イ(エ)	2万9,500円	1万5,000円
	1万3,000円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

(自動車税の賦課徴収の特例)

14の13 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第63条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車の前2項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき前2項の規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第64条及び第65条の規定を除く。）を適用する。

14の13の2 略

(自動車取得税の非課税)

14の14 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年9月30日までに限られ、第43条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

15の2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第17項の5までにおいて同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項から附則第17項の12までにおいて同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運

(自動車税の賦課徴収の特例)

14の13の4 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第63条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に附則第14項の12から前項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき附則第14項の12から前項までの規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第64条及び第65条の規定を除く。）を適用する。

14の13の5 略

(自動車取得税の非課税)

14の14 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年3月31日までに限られ、第43条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

15の2 次に掲げる自動車（初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項から附則第17項の13までにおいて同じ。）を受けるものの取得（附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに限

送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。次項から附則第17項の12までにおいて同じ。)を受けるものの取得(附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項から附則第17項までにおいて「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の4までにおいて「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の5までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項から附則第17項の14までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(附則第15項の5及び附則第17項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項から附則第17項の4までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第17項の5までにおいて同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項から附則第15項の3まで及び附則第17項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項までにおいて「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の5までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項から附則第17項の5まで及び附則第17項の14において「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この項及び附則第17項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項から附則第17項の5まで及び附則第17項の9から第17項の12までにおいて同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次の

15の3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 略

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第15項の5、附則第17項及び附則第17項の4において同じ。)

いずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項から附則第17項までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

15の3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 略

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの  
(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の5及び附則第17項において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の5及び附則第17項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(4) 略

イ 略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の5、附則第17項及び附則第17項の4において「平成28年輕油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の4までにおいて「平成21年輕油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(4) 略

15の4 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの  
(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(4) 略

イ 略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成28年輕油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の5、附則第15項の7及び附則第17項において「平成21年輕油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(4) 略

15の4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当する

- かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

15の5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (7) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

もので施行規則で定めるもの

- (7) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (7) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
- (7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

15の5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車

成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項から附則第17項の2までにおいて「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること

イ・ウ 略

- (2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第15項の7から第17項の2までにおいて同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

- (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の2までにおいて「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (4) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の2までにおいて「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

- (3) 略

- 15の6 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるもの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ア・イ 略

- (2) 略

- 15の6 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める



15の7 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの  
 ア 次のいずれかに該当すること。  
 (7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。  
 (4) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
 イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。  
 (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの  
 ア 次のいずれかに該当すること。  
 (7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸

窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。  
 イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの  
 (7) 次のいずれかに該当すること。  
 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。  
 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
 (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。  
 (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの  
 ア 次のいずれかに該当すること。  
 (7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。  
 (4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
 イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

15の7 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車  
 ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの  
 (7) 次のいずれかに該当すること。  
 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。  
 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
 (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。  
 イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- 化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。
- (4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- 16 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の12までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。
- (1)・(2) 略

- (自動車取得税の課税標準の特例)
- 17 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）であって初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、

- (7) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 3 を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (7) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (7) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (7) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- 16 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第15項の2から前項まで又は附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。
- (1)・(2) 略

- (自動車取得税の課税標準の特例)
- 17 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）であって初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、

当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする

○ (1)～(8) 略

17の2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(2) 附則第15項の2又は附則第15項の3第1号に掲げるガソリン自動車

(3) 略

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(5) 略

17の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第15項の4又は附則第15項の5第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 略

(3) 附則第15項の5第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第15項の5第3号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

17の4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の

当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする

○ (1)～(8) 略

17の2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第15項の2第1号又は附則第15項の3第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 略

(3) 附則第15項の2第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 略

17の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第15項の4第1号又は附則第15項の5第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 略

(3) 附則第15項の4第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第15項の5第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

17の4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の

取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第15項の6又は附則第15項の7第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(3) 略

(4) 附則第15項の7第2号に掲げる石油ガス自動車

(5) 軽油自動車(電力併用自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(4) 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

17の5 次に掲げる自動車(以下この項において「第五種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」と

取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第15項の6第1号又は附則第15項の7第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 略

(3) 附則第15項の6第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第15項の7第2号ウに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(37) 略

(38) 略

(39) 略

(40) 略

(41) 略

(42) 略

(43) 略

(44) 略

(45) 略

(46) 略

(47) 略

(48) 略

(49) 略

(50) 略

(51) 略

(52) 略

(53) 略

(54) 略

(55) 略

(56) 略

する。  
(1)～(3) 略

17の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第17項の7に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の11までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第17項の12において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

する。  
(1)～(3) 略

17の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第17項の7に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

17の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の12までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第17項の13において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日(第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この項、附則第17項の11及び附則第17項の12において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の11までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項、次項及び附則第17項の12において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の11までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から附則第17項の12までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

17の10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この項、附則第17項の12及び附則第17項の13において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項、次項及び附則第17項の13において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の12までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から附則第17項の13までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

17の10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適

用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

17の12 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

17の13～17の15 略

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防

用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

17の12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

17の13 バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

17の14～17の16 略

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防

止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成36年3月31日までに行われた場合には、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

22の2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成36年3月31日までに行われたときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

22の3 平成36年3月31日までに受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3及び附則第6項の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われた場合には、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

22の2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われたときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

22の3 平成31年3月31日までに受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3、附則第6項の6及び附則第6項の7の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



略		
附則第 6 項の 6 第 1 号	租税特別措置法第 41 条第 2 項から第 5 項まで若しくは第 10 項から第 17 項まで若しくは第 41 条の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条第 2 項から第 5 項まで若しくは第 10 項から第 17 項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2
附則第 6 項の 6 第 2 号	略	略

略		
附則第 6 項の 6 第 1 号	租税特別措置法第 41 条第 2 項から第 5 項まで若しくは第 10 項から第 12 項まで若しくは第 41 条の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条第 2 項から第 5 項まで若しくは第 10 項から第 12 項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2
附則第 6 項の 6 第 2 号	略	略
附則第 6 項の 7 第 2 号	租税特別措置法第 41 条の 2 の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2

28 の 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 9 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 6 項の 3 及び附則第 6 項の 6 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第 6 項の 8 の規定は、適用しない。

28 の 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 6 項の 3 及び附則第 6 項の 6 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とし、附則第 6 項の 8 の 2 の規定は、適用しない。

附則第 6 項の 3 第 1 号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 7 年法律第 11 号) 第 16 条第 1 項から第 3 項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 7 年法律第 11 号) 第 16 条第 1 項から第 3 項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 23 年法律第 29 号) 第 13 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 13 条の 2 第 1 項から第 9 項まで
略		
これらの規定	租税特別措置法第 41 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 41 条の 2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 16 条第 1 項から第 3 項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 13 条の 2 第 1 項から第 9 項までの規	

附則第 6 項の 3 第 1 号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 7 年法律第 11 号) 第 16 条第 1 項から第 3 項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 7 年法律第 11 号) 第 16 条第 1 項から第 3 項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 23 年法律第 29 号) 第 13 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項まで
略		
これらの規定	租税特別措置法第 41 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 41 条の 2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 16 条第 1 項から第 3 項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規	

		定			定
	略	略		略	略
附則第6項の6第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項まで	附則第6項の6第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>第60条の見出しを「種別割の課税免除」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項を削り、同条を第73条の4とする。</u></p> <p>略1</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第68条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5の申告書(次項及び第3項において「申告書」という。)を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、前項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書又は同条第2項に規定する修正申告書(次項及び第5項において「修正申告書」という。)に証紙を貼ってしなければならない。ただし、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法によることができる。証紙の様式その他証紙の取扱いについて必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 環境性能割の納税義務者は、前項の証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。</p> <p>4 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請その他規則で定めるものを行う場合において、<u>法第747条の2第1</u></p>	<p>第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第60条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項を削り、同条を第73条の4とする。</p> <p>略1</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第68条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5の申告書(次項及び第3項において「申告書」という。)を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、前項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書又は同条第2項に規定する修正申告書(次項及び第5項において「修正申告書」という。)に証紙を貼ってしなければならない。ただし、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法によることができる。証紙の様式その他証紙の取扱いについて必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 環境性能割の納税義務者は、前項の証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。</p> <p>4 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請その他規則で定めるもの<u>及び第1項の規定による申告書の提出を行</u></p>

項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項の規定による申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付するときは、前2項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

- 5 修正申告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
  - (2) 自動車を譲渡した者の住所及び氏名又は名称
  - (3) 自動車の取得がされた年月日
  - (4) 自動車の取得の原因
  - (5) 自動車の種類、用途、車名及び型式
  - (6) 自動車の定置場
  - (7) 既に納付の確定した環境性能割額
  - (8) 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
  - (9) 前号の環境性能割額に相当する金額から第7号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

略2

附則第14項の11の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ」を「同項第3号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス」に、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第61条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第60条第3項」に、「この項から附則第14項の12の2まで」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項を附則第16項とする。

略3

附則第17項の2から第17項の15までを削る。

略4

う際に環境性能割額を納付する場合には、前2項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

- 5 修正申告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
  - (2) 自動車を譲渡した者の住所及び氏名又は名称
  - (3) 自動車の取得がされた年月日
  - (4) 自動車の取得の原因
  - (5) 自動車の種類、用途、車名及び型式
  - (6) 自動車の定置場
  - (7) 既に納付の確定した環境性能割額
  - (8) 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
  - (9) 前号の環境性能割額に相当する金額から第7号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

略2

附則第14項の11の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項及び附則第14項の13の2において同じ」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項及び附則第14項の13の2において同じ」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ」を「同項第3号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第61条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第60条第3項」に、「この項から附則第14項の13の3まで」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項を附則第16項とする。

略3

附則第17項の2から第17項の16までを削る。

略4

備考 次の各号に掲げる表中の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりである。

- (1) 略1 第2条のうち和歌山県税条例第59条の次に16条を加える改正規定（同条例第68条に係る部分から第73条の3に係る部分までを除く。）の省略

- (2) 略2 第2条のうち和歌山県税条例第59条の次に16条を加える改正規定（同条例第69条に係る部分から第73条の3に係る部分までに限る。）から同条例附則第14項の12から第16項までを削る改正規定までの省略
- (3) 略3 第2条のうち和歌山県税条例附則第14項の10の2の次に1項を加える改正規定から同条例附則第17項の前の見出しを削り、同項を改める改正規定までの省略
- (4) 略4 第2条のうち和歌山県税条例附則第18項の改正規定から同条例別記第10号様式の改正規定までの省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の和歌山県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第52号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税) 第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成33年3月31日までの間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日まで</p>	<p>(事業税の不均一課税) 第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成31年3月31日までの間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日まで</p>

の期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項(同項の表の第1号に係る部分に限る。)又は第45条第2項(同項の表の第1号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

(1)・(2) 略

附 則

2 平成20年4月1日から平成33年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

の期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項(同項の表の第1号に係る部分に限る。)又は第45条第2項(同項の表の第1号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。)第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

(1)・(2) 略

附 則

2 平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(平成12年和歌山県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成33年3月31日までの間に、法第2条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得金額から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p>	<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成31年3月31日までの間に、法第2条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得金額から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p>

<p>(1)・(2) 略 2～5 略</p> <p>附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(1)・(2) 略 2～5 略</p> <p>附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p>
---	---

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の課税免除) 第2条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては1,900万円）以上のも（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。 (1)～(3) 略 2・3 略</p>	<p>(事業税の課税免除) 第2条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては1,900万円）以上のも（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。 (1)～(3) 略 2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。